

## 解体工事業の新設に伴う入札参加要件等の取扱いについて

平成 28 年 6 月 1 日施行の建設業法の改正により、建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設されたことに伴う、伊勢市の入札参加要件等の取扱いは下記のとおりとします。

(以下、解体工事を一切含まない施行日 (H28.6.1) 以降のとび・土工・コンクリート工事を「新とび・土工工事」、解体工事を含む施行日以前のとび・土工・コンクリート工事を「旧とび・土工工事」という。)

### 記

#### 1. 解体工事の発注について

本市は、これまで解体工事について、「とび・土工・コンクリート工事」として発注を行っていましたが、平成 28 年 9 月 1 日以降、「解体工事」の業種区分で発注を行います。

それに伴い、本市発注の解体工事の入札参加に必要な建設業許可及び入札参加資格要件としての完成工事高の取扱いは以下のとおりとします。

	平成 28 年 9 月 1 日から 平成 31 年 5 月 31 日まで	平成 31 年 6 月 1 日以降
建設業許可要件	「解体工事業」 または 「とび・土工・コンクリート工事業」 (※ただし、平成 28 年 5 月 31 日以前から 許可を有する者に限る。)	「解体工事業」
完成工事高	「旧とび・土工工事」区分 または 「とび・土工・コンクリート・解体工事(経 過措置)」区分 (※「解体工事」と「とび・土工・コンク リート工事」合算)	「解体工事」区分

#### 2. とび・土工・コンクリート工事の発注について

本市発注のとび・土工・コンクリート工事の入札参加資格要件としての完成工事高の取扱いは以下のとおりとします。

	平成 28 年 9 月 1 日から 平成 29 年 10 月 31 日まで	平成 29 年 11 月 1 日以降
完成工事高	「旧とび・土工工事」区分 または 「とび・土工・コンクリート・解体工事 (経過措置)」区分 (※「解体工事」と「とび・土工・コン クリート工事」合算)	「とび・土工・コンクリート工 事」「新とび・土工工事」区 分

### 3. 解体工事の技術者について

#### (1) 解体工事の配置技術者について

本市発注の解体工事に配置できる技術者は以下のとおりとします。

	平成 28 年 9 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで	平成 33 年 4 月 1 日以降
解体工事の 配置技術者	「解体工事業」の技術者* または 「とび・土工・コンクリート工事業」の技術者 (ただし、平成 28 年 6 月 1 日時点で「とび・土 工・コンクリート工事業」の技術者としての要件 を満たす者に限る。)	「解体工事業」の技術者*

#### (2) 解体工事技術者の伊勢市技術職員名簿への登録について (市内・準市内業者の方)

平成 33 年 4 月 1 日以降に、本市発注の解体工事に配置する技術者は、本市の技術職員名簿に解体工事の技術者要件を満たす者\*として登録されていることが要件となります (市内・準市内発注の工事に限る)。

すでに名簿登録のある方においても、とび・土工工事業の技術者に対する経過措置期間終了後は、解体工事の技術者要件を満たさなくなる場合がありますので、技術者要件につき県ホームページ等\*で確認後、必要に応じて追加登録の手続きを行ってください。また、実務経験で登録されている方も、追加登録手続きが必要になる場合があります。

追加登録がされなかった場合、平成 33 年 4 月 1 日以降、本市発注の解体工事の配置技術者としては認められません。

《追加登録手続きが必要となる例》

**例 1** : 1 級土木施工管理技士で登録されている方で、平成 27 年度までの合格者  
⇒ 「技術職員等名簿」 + 「実務経験経歴書 (資格取得後 1 年以上の解体工事の  
実務経験)」または「登録解体工事講習修了証」の写し の提出

**例2**：「とび・土工・コンクリート工事」の実務経験で登録されている方  
⇒「技術職員等名簿」＋「実務経験経歴書（解体工事の実務経験）」の提出

※解体工事の技術者要件については、三重県ホームページをご覧ください。

アドレス：<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/m0158300032.htm>

#### 4. 「解体工事業」の入札参加登録業種への追加について

新たに「解体工事業」の許可を取得し、かつ、「解体工事業」について経営事項審査を受審した事業者で、入札参加登録業種への追加を希望する場合は、業種追加の申請手続が必要です。

追加登録申請は随時受付けていますが、毎年の業者登録更新手続きと同時に申請することも可能です。

※平成31年6月1日以降公告の解体工事の入札案件には、伊勢市に「解体工事業」の業種登録が無いと参加できなくなりますのでご注意ください。

#### 5. 電子入札システムでの登録更新申請について

電子入札システムで業者登録の更新申請を行う際、「経審情報入力画面」への入力は以下のとおり行ってください。

(1) 「解体工事」区分、「とび・土工・コンクリート工事」区分

経営事項審査結果通知書の記載のとおり入力してください。

(2) 「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」区分

画面上、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」区分の入力欄がありませんので、システムへの入力は不要です。